平成２２年（フ）第３９３１号
大阪市阿倍野区晴明通14番１号レオパレス
Ｄｒｅａｍ　Ｈｉｌｌｓ　104号
債務者　藤井多喜子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９９５号
大阪府茨木市太田２丁目８番17号
債務者　吉岡　美春
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１０６号
大阪府豊中市旭丘１番７―305号
債務者　富岡　益雄
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１２８号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ30―215号
債務者　梅本　文子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１５８号
大阪市福島区大開１丁目15番24号ホワイトレジデンス203号
債務者　眞田　卿夫
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１６４号
大阪府箕面市牧落５丁目17番18号
債務者　中川喜久子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１６７号
大阪府高槻市萩之庄５丁目20番３―211号
債務者　門林　光雄
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１６８号
大阪府高槻市萩之庄５丁目20番３―211号
債務者　門林　芳江
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１７２号
大阪市浪速区稲荷２丁目１番５―302号
債務者　鄭こと　**郑**　　連任
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５号
栃木県足利市千歳町91番地３
債務者　岡﨑　勝作
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第７６号
栃木県足利市千歳町91番地３
債務者　岡﨑　和子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１１２号
栃木県佐野市富岡町598番地６
債務者　金野　浩光
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１１３号
栃木県足利市葉鹿町１丁目30番地11　アムールシャトーＢ201号室
債務者　田野　一樹
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第３５９６号
大阪市此花区酉島３丁目15番39―1504号
債務者　首藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９８６号
大阪府枚方市田口山３丁目１番13―308号
債務者　赤澤　明美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１３号
横浜市西区桜木町４丁目17番地　ポルトグランデ横濱1004号
債務者　渡部　孝雄
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部